

藤原京左京七条一坊出土の木簡

池状遺構の木屑層などから、約1200点の木簡が出土しました。削り屑を含む木屑層を持ち帰って洗浄中ですので、確言はできませんが、最終的な出土点数は数千点にのぼり、藤原宮・京域において過去最大の出土点数になる見込みです。

したがって、木簡の全貌については今後の整理を待たねばなりません。現在のところ、大宝初年の中務省なかつかさの仕事に関わる木簡群ではないかと考えています。中務省とは、律令国家の二官八省の一つで、天皇の秘書官として詔勅を作成したり、後宮関係の仕事をおこなった役所です。以下に、出土木簡の特徴を述べておきます。



藤原京左京七条一坊出土の木簡

① 各役所が中務省へ宛てて出した、物資を宮から運び出すための許可を申請した木簡。許可を申請した役所として、内蔵寮くわくらう（天皇の宝物や日常用品を調達管理する役所）や画工司えくわうし（宮中の絵画を担当する役所）がみえ、木簡には物資の数量や出入りの門名、担当者名などが書かれています。

② 皇太妃宮職みけのみやにき（阿陪内親王の家政を掌る役所。阿陪は後の元明天皇）や、宮内省（天皇や皇室関係の庶務を担当）からの木簡。断片のためはっきりしませんが、①と同様の内容かもしれません。

③ 御名部親王宮みなべのみや（長屋王の母。阿陪と姉妹）、石川宮いしかわのみや（某親王家）、泉犬養三千代いづみいぬかい（藤原不比等の妻。光明皇后の母）など皇族・貴族との物品のやりとりを示す木簡。

その他、役人の位階昇進や勤務評定の木簡、炊事役の逃亡を記す木簡、難波津の歌を下の句まで記す珍しい木簡などが出土しました。

以上の木簡は、基本的には大宝元年（701）施行の大宝律令の制度によるものです。記載の元号も大宝元年と大宝2年に限られています。ちょうど大宝律令が施行された直後の役所の書類が、一括して見つかったこととなります。

しかし、ふつう宮の内にあるはずの役所がなぜ宮の外にあったのでしょうか。藤原宮の大改築のため、一時、宮外に移転した可能性などが考えられますが、詳細は不明です。今回の木簡の発見は、古代の都城制を考えるうえで、新たな課題を生じさせたといえるでしょう。